

## 宮津市ドライブレコーダーによるまちの見守り協定書

宮津市長（以下「甲」という。）と京都府宮津警察署長（以下「乙」という。）は、安全で安心なまちの実現を図るため、「ドライブレコーダー」を活用し、地域の防犯、交通安全の見守り活動等を行うための連携・協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲が設置した防犯カメラと合わせ、ドライブレコーダーによるまちの見守り体制を充実、強化することにより、地域の安全の見守りにつなげるとともに、犯罪及び交通事故の抑止と早期解決を図ることで、安全で安心なまちの実現を目的とする。

（運用の基本）

第2条 本協定の運用は、安全で安心なまちの実現に資する見守り体制の充実・強化を図る趣旨のもと、甲及び乙が相互に権利又は義務を生じさせるものではなく、相互理解による信頼と協力関係を基本とする。

（画像データ提供の協定）

第3条 乙は、次に掲げる場合で特に必要があるときは、甲に対して甲の公用車に設置されたドライブレコーダーの画像データの閲覧又は提供を依頼し、甲はこれに協力するものとする。

- (1) 犯罪及び交通事故に関すること。
- (2) 行方不明者等の早期発見及び犯罪の未然防止に係る情報提供に関すること。
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないとき。

2 前項の規定によるドライブレコーダーの画像データの閲覧又は提供は、宮津市個人情報保護条例（平成14年条例第1号、以下「条例」という。）の趣旨に基づいて適正に取り扱うことを基本として、宮津市公用車ドライブレコーダーの運用に関する規程（平成31年訓令甲第3号）に基づき行うものとする。

3 乙は、画像データの閲覧又は提供を受けるまでの間に、当該画像データの記録が失われる可能性がある場合は、甲に対し、当該画像データの記録の保存を要請することができる。

（見守り活動の協力）

第4条 甲は、第1条の目的を達成するために、広報機関誌等を通じて宮津市内の事業所・団体に対して、ドライブレコーダーによるまちの見守り協力を要請する。

2 前項に規定するドライブレコーダーによるまちの見守り協力の要請にあたっては、甲及び乙は、宮津防犯協会、宮津交通安全協会等と連携して協力の要請に努めるものとする。

3 前2項に規定するドライブレコーダーによるまちの見守り協力は、前条各号のいずれかに該当する事象が発生し、乙から直接又は甲を通じて情報提供依頼が行われた場合に、それらに関連する情報やドライブレコーダーの画像データの提供に努めるものとする。

4 前3項に規定するドライブレコーダーによるまちの見守り協力は、甲が別に定める宮津市ドライブレコーダーによるまちの見守り協定細目による。

（連絡責任者）

第5条 甲及び乙は、この協定書の運用に際して、それぞれ次に掲げる担当課の長を連絡責任者として、相互連携を図るものとする。

- (1) 宮津警察署 生活安全課
- (2) 宮津市 防犯行政総括担当課

（個人情報の保護）

第6条 甲及び乙の職員は、この協定の運用に際して取り扱う画像データに含まれる保有個人情報（条例第2条第2号に規定する保有個人情報をいう。）を、この協定の運用に必要な範囲を超えて利用し、又は外部に提供してはならない。

（協議）

第7条 この協定書に定めのない事項、疑義が生じた事項又は協定書の運用に必要な事項については、その都度甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この協定書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和元年11月22日

甲 宮津市

宮津市長 城崎雅文

乙 京都府宮津警察署

署長 村山三鶴